

[illegible]

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入札件名	中迫川河川改修工事
施工場所	尾道市原田町梶山田
開札日時	令和 7 年 1 1 月 7 日 9 時 4 5 分
開札場所	契約課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥3,750,000-
最低制限価格	¥3,354,005-
施行担当課	土木課

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

